

京丹後市告示第209号

京丹後市高齢者安全運転支援装置取付費補助金交付要綱を次のように定める。

令和元年9月20日

京丹後市長 三崎 政直

京丹後市高齢者安全運転支援装置取付費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 市長は、高齢運転者の交通事故の防止及び事故時の被害軽減に資するため、安全運転支援装置を購入し、かつ取り付けられた高齢者に対し、京丹後市補助金等交付規則（平成16年京丹後市規則第64号）及びこの告示の定めるところにより、予算の範囲内において、補助金を交付するものとする。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 高齢者 住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）に基づき、京丹後市の住民基本台帳に登録され、昭和20年10月1日以前に生まれた者をいう。
- (2) 安全運転支援装置 次のいずれかに定める急加速抑制装置としての機能を有するもので、自動車に取り付ける装置をいう。
 - ア 車両の车速信号を監視し、自動車の停車時及び徐行時において、アクセルペダルが強く踏み込まれた際にアクセルの開度を電氣的に制御する装置
 - イ 自動車の停車時及び徐行時において、前方又は後方の障害物を車体に装備されたセンサーが検知し、アクセルペダルが強く踏まれた際に加速を抑制する装置
 - ウ ア又はイに規定する装置と同等の機能を有するものとして市長が認めるもの
- (3) 補助対象自動車 次のいずれにも該当する自動車をいう。
 - ア 道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第2条第2項に規定する自動車（自動2輪車を除く。）のうち、普通自動車、小型自動車又は軽自動車であること。
 - イ 自家用の用途に供し、高齢者が運転する機会のある車両であること。
 - ウ リース又はレンタル契約の車両でないこと。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、次の各号に掲げる要件を全て満たす高齢者とする。

- (1) 都道府県公安委員会が交付する有効な運転免許証を有している者であること。
- (2) 令和元年10月1日から令和2年9月30日までの間に、市内に店舗を有する事業者から安全運転支援装置を購入し、取り付け、及び当該事業者が費用を支払った者であること。
- (3) 補助対象自動車の自動車検査証の所有者又は使用者欄に記載されている者であること。
- (4) 市税（延滞金及び督促手数料を含む。）を滞納していない者であること。
- (5) 京丹後市暴力団排除条例（平成24年京丹後市条例第39号）第2条第4号に規定する暴力団員等及び暴力団員と密接な関係を有しない者であること。

2 前項第3号の規定にかかわらず、補助対象自動車の自動車検査証の所有者又は使用者欄に記載されている氏名が高齢者の氏名と異なる場合であって、次の各号に掲げる要件を全て満たす者については、同号の要件を満たすものとする。

- (1) 補助対象自動車の自動車検査証の所有者又は使用者欄に記載されている者が高齢者と住民基本台帳上の同一世帯の者であること。
- (2) 前号に規定する同一世帯の者が前項第4号及び第5号の要件を満たす者であること。

（補助金の額等）

第4条 補助金の額は、安全運転支援装置の購入及び取付けに要した費用（消費税及び地方消費税相当分を含む。）の2分の1以内の額（千円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とする。ただし、3万円を上限とする。

2 補助金の交付は、補助対象者1人につき1回限りとする。

（交付の申請）

第5条 補助金の交付を受けようとする者は、京丹後市高齢者安全運転支援装置取付費補助金交付申請書（様式第1号）に関係書類を添付し、市長に提出しなければならない。

2 申請書の提出は、安全運転支援装置の購入及び取付けに要した費用を支払った日から起算して6箇月以内に行わなければならない。

（交付の決定）

第6条 市長は、前条に規定する申請書を受理したときは、速やかにその内容を審査し、補助金の交付の可否を決定するとともに、京丹後市高齢者安全運転支援装置取付費補助金交付決定（不交付）通知書（様式第2号）により当該申請者に通知するものとする。

（補助金の交付）

第7条 市長は、補助金の交付の決定をしたときは、補助金の交付を決定した日から30日以内に、当該申請者に対し補助金を交付するものとする。

(決定の取消し等)

第8条 市長は、虚偽又は不正な行為により補助金の交付の決定を受けた者があるときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付の決定を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、補助金を受けた者に対し、期限を定めて当該補助金の返還を命ずるものとする。

(その他)

第9条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、令和元年9月20日から施行する。

(この告示の失効)

2 この告示は、令和3年3月31日限り、その効力を失う。ただし、同日までに交付決定がなされた補助金については、第7条及び第8条の規定は、同日後もなおその効力を有する。

年 月 日

京丹後市長 様

申請者（補助対象者） 住所
 氏名 ⑩
 （生年月日： 年 月 日）
 （電話 ）

京丹後市高齢者安全運転支援装置取付費補助金交付申請書

京丹後市高齢者安全運転支援装置取付費補助金交付要綱第5条の規定に基づき、次のとおり申請します。

なお、この補助金の交付の決定に当たり、市税等の納付状況について、税務資料その他の公簿等により確認されることに同意します。

安全運転装置の購入及び取付けに要した費用	円
補助金交付申請額	円
補助対象自動車の自動車登録番号又は車両番号	

（注）補助金交付申請額は、安全運転支援装置の購入及び取付けに要した費用の2分の1以内の額（千円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とする。ただし、3万円を上限とする。

補助金は、次の口座に振り込み願います。

金融機関	銀行 信用金庫 農業協同組合 ()	本店 支店 ()	預金種別	普通・当座
口座番号		フリガナ		
		口座名義人 ※申請者名義に限る。		

（関係書類）

1. 申請者の運転免許証の写し
2. 安全運転支援装置を取り付けた自動車の自動車検査証の写し
3. 安全運転支援装置の購入及び取付費用の領収書の写し（費用の明細がわかるものを含む。購入先事業者と取付事業者が異なる場合は、それぞれの領収書の写し）
4. 安全運転支援装置の機能が確認できるものの写し
5. 申請者の属する世帯の住民票の写し（安全運転支援装置を取り付けた自動車の自動車検査証上の所有者又は使用者欄に記載されている氏名と申請者の氏名が異なる場合）
6. その他市長が必要と認める書類

第 号
年 月 日

様

京丹後市長



京丹後市高齢者安全運転支援装置取付費補助金交付決定（不交付）通知書

年 月 日付で申請のありました京丹後市高齢者安全運転支援装置取付費補助金について、次のとおり決定しましたので通知します。

交付の可否	交付 ・ 不交付
理由 (不交付の場合のみ記載)	
交付決定額	円
交付予定日	年 月 日
交付の条件	(1) 虚偽又は不正な行為により、補助金の交付を受けたことが判明した場合は、この交付の決定を取り消すものであること。 (2) 前号の交付条件により交付の決定を取り消し、京丹後市高齢者安全運転支援装置取付費補助金交付要綱第8条の規定に基づき交付した補助金の返還を命じたときは、速やかに受け取った補助金を市に返還すること。